

(以上)

2018年10月18日(木)

厚生労働省

厚生労働大臣 根本 匠 様

働くもののいのちと健康を守る全国センター

理事長 福地 保馬

〒113-0034 東京都文京区湯島 2-4-4 平和と労働センター・全労連会館 6階

Tel; (03) 5842, -5601, Fax; (03) 5842-5602, Mail; info@inoken. gr. jp

労災担当事務官及び安全衛生担当技官の増員要請

新聞報道によれば、『働き方改革』に労基署悲鳴、「労災担当者666人減—人員減で労災認定遅れも」(「東京新聞」2018年7月23日付朝刊)とあります。同報道によれば、「全国の労基署の定員は、国の公務員削減計画によってここ5年で75人減ったが、労働基準監督官は111人増員されており、そのしわ寄せが他の部署に及び、労災認定業務をする事務官が減らされてきた」こと、「今後2017年度から2020年度の3年間で監督部署の職員が1929人から2500人に増員され、労災担当部署の職員は1966人から1300人に減員される計画」であるとあります。

労災を担当する事務官や労働安全衛生業務を担当する技官の採用は、この10年間行われてきませんでした。労働安全衛生業務や労災認定業務には高い専門性が求められます。知識や経験の蓄積が必要です。10年間も採用をしてこなかったことは業務の継続性や専門家の育成という点でも大問題です。

監督署全体の定員を減らしたまま、労働基準監督官を増やし、労災担当の事務官や労働安全衛生の技官を減らすというやり方も大問題です。職場での労災や職業病の発生に対し、労災担当の事務官がきちんと労災認定をおこない労災補償を行うとともに、労働基準監督官がしっかりと監督指導を行い事業者の責任を追及し、労働安全衛生の技官が再発防止の指導を行ってこそ、労働災害・職業病の総合的な保障・監督指導・再発防止ができます。一方で労働基準監督官の増員をおこない、他方で労災認定の事務官と労働安全衛生の技官の減員をやる現在のやり方では、労災・職業病防止の総合的な対策という点でもあまりにも不十分です。

労災認定をする事務官の減員に伴う認定作業の多忙化は、認定業務の長期化につながるとともに、認定業務が形式的におざなりに行われるおそれが強まります。

以上の理由にもとづき、わたしたちは、厚生労働大臣に対し、下記の要請をします。

《 記 》

- 1 労災担当事務官及び安全衛生担当技官の最近の定員や配置状況がどうなっているのか説明してください。
- 2 厚生労働省全体、全国の労働局・労働基準監督署の職員の定員の大幅に増やしてください。
- 3 労働基準監督官とともに労災担当の事務官と労働安全衛生担当の技官の大幅な増員を求めます。